

産業建設常任委員会記録

令和3年11月25日

【開催日】 令和3年11月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時10分

【出席委員】

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 藤岡修美 | 副委員長 | 中岡英二 |
| 委員 | 恒松恵子 | 委員 | 中島好人 |
| 委員 | 中村博行 | 委員 | 森山喜久 |
| 委員 | 矢田松夫 | | |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

| | |
|----|------|
| 議長 | 高松秀樹 |
|----|------|

【執行部出席者】

| | | | |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 副市長 | 古川博三 | | |
| 企画部次長兼企画課長 | 和西禎行 | 企画課行政経営係長 | 福田淑子 |
| 経済部長 | 河口修司 | 経済部次長兼農林水産課長 | 川崎信宏 |
| 商工労働課長 | 村田浩 | 商工労働課主査兼商工労働係長 | 宮本渉 |
| 公営競技事務所長 | 桶谷一博 | 公営競技事務所次長 | 木村清次郎 |
| 公営競技事務所主幹 | 大下賢二 | | |
| 建設部長 | 河田誠 | 建設部次長兼都市計画課長 | 高橋雅彦 |
| 都市計画課主査兼都市整備係長 | 藤本英樹 | 都市計画課管理緑地係長 | 森山まゆみ |
| 都市計画課建築指導室主任技師 | 國川恵子 | 都市計画課建築指導室技師 | 明神孝明 |
| 下水道課長 | 藤岡富士雄 | 下水道課主査兼管理係長 | 中村扶実子 |
| 学校教育課長 | 長友義彦 | 学校教育課主幹 | 小野雅弘 |
| 学校教育課主幹 | 角紀子 | | |

【事務局出席者】

| | | | |
|------|------|---------|------|
| 事務局長 | 尾山邦彦 | 庶務調査係書記 | 岡田靖仁 |
|------|------|---------|------|

【審査内容】

1 議案第85号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正

予算（第3回）について

- 2 議案第81号 令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について
- 3 議案第91号 山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 4 議案第92号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第86号 令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について
- 6 議案第90号 山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第95号 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について
- 8 議案第96号 山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について

午前10時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまより、産業建設常任委員会を開催いたします。審査番号1番、議案第85号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。

大下公営競技事務所主幹 それでは議案第85号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について御説明します。この度の補正は、職員の人事異動及び開催日数増加による人員増に伴う人件費の調整によるものです。なお、歳出の組替えにより対応することから、これに伴う予算総額の変更はありません。補正の内容としましては、歳出において、人件費の調整として、全体で1,035万4,000円を増額し、調整として予備費を1,035万4,000円減額しております。予算書5、6ページを御覧ください。1款競走事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料を486万円増額しております。次に、3節

職員手当等では370万円増額しております。次に、4節共済費では178万3,000円増額しております。次に、18節負担金、補助及び交付金では1万1,000円増額しております。最後になりますが、1款競走事業費で1,035万4,000円を増額した同額を3款予備費、1項予備費、1目予備費で減額しております。結果、歳出総額は差引きにより、230億4,147万1,000円のまま予算額に変更はありません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

森山喜久委員 5月の人事異動で行われ、役職の方が増えたということ、また、人員としては一人増えたと理解してよろしいでしょうか。それが反映された数字ということでもいいんですか。

大下公営競技事務所主幹 役職は次長分が1人増です。詳しい人員等ですが、当初予算の時点では、正規職員4人、再任用職員1人で計5人でした。令和3年5月1日の異動で正規職員が2人増えて6人、再任用職員1人で合計7人です。5月末に再任用職員が退職したため、現行は正規職員6人という体制を取っております。その人件費関係の補正予算です。

藤岡修美委員長 ほかに質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑がないということで、質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第85号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成ということで可決いたします。それでは、ここで職員の入替えを行います。

（都市計画課職員入室 公営競技事務所職員退室）

藤岡修美委員長 それでは、審査番号2番、議案第81号令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは議案第81号令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明します。補正予算書の5、6ページをお開きください。歳入について説明いたします。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金27万1,000円を増額補正し、補正後の額を2,191万円とするものです。これは令和2年度決算が確定したことから、繰越金27万1,000円を増額補正するものです。次に歳出について御説明します。2款予備費、1項予備費、1目予備費について、繰越金と同額の27万1,000円を増額補正し、補正後の額を2,042万円とするものです。補正予算書2ページをお開きください。歳入合計、歳出合計ともに27万1,000円の増額補正により、2,960万9,000円となります。補正予算に関する説明は以上ですが、事前にお配りしておりますA4縦の「厚狭駅南口駐車場の利用状況について」という資料を御覧ください。令和2年度と令和3年度の4月から10月までの7か月間の利用状況です。日平均の利用台数につきまして、令和2年度は67台でしたが、令和3年度は88台となっております。稼働率につきましては、令和2年度は35%でしたが、令和3年度は46%となっております。また、駐車料金につきましては、令和3年度は令和2年度と比較しまして、84万2,590円の増額となっておりますので、少しではありますが回復基調にあると考えております。次にA3横のカラーの参考資料を御覧ください。この表につきましては、左側から順に平成28年度から令和2年度までの過去5年間の歳入及び歳出の決算額の内訳、今年度の当初予算額、この度の補正予算額、そして、この補正予算額を反映した金額を一番右側に記載しております。参考までにお配りしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 ただいま執行部から補正内訳と資料に基づいた説明がありました。ここで質疑を求めます。

中村博行委員 先ほど、令和2年度に比べて新型コロナの影響から回復基調にあるというお話がありました。令和元年度と比べてもそうかなと感じるんです。比べるとすれば令和元年度だと思うんですけども、各項目において、それぞれそれに近づいていると判断していいですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 おっしゃるとおりです。

藤岡修美委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第81号令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。引き続き、審査内容3番、議案第91号山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは議案第91号山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、藤本主査が御説明します。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 初めに、この条例の趣旨から御説明します。資料としてお配りしているA3の地図2枚を御覧ください。自転車や原動機付自転車は利便性の高い乗り物で、買物や通勤、通学などの生活の足として多くの市民が活用しています。自転車等駐車場は、JR駅周辺に都市施設として整備されており、令和2年度に3か所、雀田駅、

小野田港駅、南中川駅の整備が完了したため、この3か所を含めた計10か所の自転車等駐車を設置し、維持管理を行っています。維持管理については月2回の駐車の清掃や年2回の放置自転車等の撤去を行い、年間約70台の放置自転車を処分しています。この条例を制定することにより、自転車等駐車場内の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の利便を図ることを目的としています。次に条例の内容について御説明します。別表に記載している10か所を対象としています。管理については自転車の撤去、保管、調査、返還、処分を行い、自転車等駐車を適切に管理していきます。次に資料としてお配りしている「自転車等駐車場放置自転車等の処理フロー」を御覧ください。まず、放置自転車の調査を行います。駐車している自転車、原動機付自転車全てに、調査札を取り付け、放置している自転車等の調査を行います。2週間経過しても調査札が外されていない自転車等については、放置自転車として警告札を取り付けます。ここから2週間警告札が外されていない場合は、撤去して市役所に6か月間保管し、保管告示も行います。保管期間中に警察署生活安全課に照会書を提出し、盗品確認や所有者調査を行います。盗品や遺失物の場合は、警察署へ引渡し、所有者が判明した場合は所有者に通知書を送付し、引き取りの要請をして、返還手続を行います。所有者が不明の場合や所有者が判明し、通知文書を送付しても引き取らない場合は、市で自転車等の防犯登録の抹消手続をした後に、売却、廃棄処分とします。調査前や通知書を送付前に本人の申請により自転車等を引き取りに来られた方には自転車等返還請求書兼受領書に必要項目を記入していただき、本人確認を行い、返還するという流れとなります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 ただいま執行部より説明がございました。ここで質疑を求めます。

恒松恵子委員 小野田線の中で目出駅には駐輪場がないようです。利用者も少

ないと聞いておりますが、目出駅については整備の予定がないと考えてよろしいですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 現在のところ、整備は予定しておりません。

恒松恵子委員 目出駅では駐輪場がないため、数台が駅前に乱雑に置かれている場合も見受けられます。調査し、今後、検討してください。

藤岡修美委員長 回答はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。

中島好人委員 この条例は市独自で考えたのか。それとも、住民からの要望によって、整備することにしたのか。何がきっかけかをお聞きします。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 市内の駐輪場については整備が終わったので、それについて……

高橋建設部次長兼都市計画課長 お話を続けます。まずこの駐輪場の整備につきまして、住民からの要望ではなく、かねてからこういう条例の制定が必要だという認識がありました。そういった中で、一定の新設駐輪場の整備が終わりまりましたので、市が率先して造ったということです。

矢田松夫委員 以前、高橋次長は、厚狭駅前の駐輪場について、「奥に詰めれば空きがある。幾らでも止められると」回答されました。その後3人でそこを整理したところ、奥に詰めても30台は止められませんでした。整理できないから外へ持っていったということです。まず、そこからお答え願います。

高橋建設部次長兼都市計画課長 矢田委員が言われるその状況については、そ

ういった状態があったのかと改めて思いましたが、私たち職員も月に2回は駐輪場の清掃や整理を行っております。そういった状況の中で、自転車を奥に詰めて整理すれば、そこまでオーバーフローしている状態ではないという認識の下にそういう発言をしました。

矢田松夫委員 これは非常に大事な問題なんです。そういう状態があるから、今回条例を作ったわけです。そういう状態を解消すれば、放置自転車は別ですよ。3人のボランティアの方がそういう事実を確認したことを市は確認していなかったのか、それとも十分に整理整頓すれば入るという認識なのか。それをはっきりしてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 整理すれば十分入るだろうという思いはありました。しかし、現実的にそういうことが起こっているということですので、そのように認識します。今後、特に厚狭駅在来線口の駐輪場につきましては、パトロールの頻度を増やし、自転車の整理状況をこまめに見て、適切な管理をしていきたいと思えます。

矢田松夫委員 もう少し現状を把握されて、是非回答をお願いしたいと思えます。これは3人の方が実際にボランティアで整理整頓した結果です。1週間以内です。今、次長が言った回答も全部議事録に残ります。せっかく私たちもあれほど苦労したのに、こういう回答では認識にずれがありますので、是非お願いします。それから、「設置及び管理」となっています。この管理とは自転車だけなのか、駐車場の建物を含んでいるのか、どちらかをお答え願います。

高橋建設部次長兼都市計画課長 設置とは、別表に条例の第3条関係ということで10か所記載しておりますが、この位置づけを明確にするという意味での設置です。（発言する者あり）

矢田松夫委員 分かります。10か所に設置してあります。管理とはその建物

も含むのかどうなのか教えてください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 建物とは屋根付き駐輪場がある施設のことだと思いますが、その建物について明記したものではありません。

矢田松夫委員 建物はどこが管轄で、どのように対応しているんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 そういった御質問の内容でしたら、訂正させていただきます。この10か所の駐輪場とは、附帯する施設が全部入っています。ですから、所管課は全て都市計画課で、都市計画課が適切に維持管理する施設です。

矢田松夫委員 この10か所の中で一番大きなものが厚狭駅ですね。小野田駅前には分散しているから、あちこちに駐輪できるけど、例えば、高千帆郵便局前は遠すぎて、場所はあるけれどそちらに駐輪する数が少なかったというのは分かるんです。例えば厚狭駅で整理しても止められなかった。奥へ詰めても止められなかった。さらに、ここは蛍光灯が切れているんです。こういう建物の補修、営繕はどこがやるのかお答えください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 施設の所管は都市計画課です。この条例に示す必要は特になくて、その施設については、都市計画課が適切に維持管理、修繕等を行っていきます。もちろん蛍光灯が切れていれば、本来ならパトロールの中で発見して、速やかに修繕するべきですが、気付いていなくて切れている場合には、御連絡いただければ速やかに対応したいと思っております。

矢田松夫委員 厚狭駅に自転車を止めて、電車に乗って小野田の塾に通う方がたくさんおられるんですよ。そういう方からも、「電気が消えていて危険だから、入り口の蛍光灯を取り替えてほしい」と。隣に交番があるけど、夜は無人なんです。この管理はどうするのかと、条例には示されて

いませんが是非お願いします。それから、このフローの最後の左側の本人申請によるもの、請求書兼受領書は全部都市計画課に行くんですか。それとも受け付けるのは支所や警察署なのか。お答え願います。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 本人申請のものは都市計画課に連絡いただいて、都市計画課で確認して返還するようになると思います。

矢田松夫委員 都市計画課に行かなければいけないのですか。それとも、その支所や警察署に行かなければならないのか。都市計画課の窓口に行かなければ、この受領ができないのかお答え願います。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 保管している自転車については、市役所本庁で保管しますので、都市計画窓口に来ていただき、本人確認の後に返還するようになると思います。

矢田松夫委員 分かりました。それから、自転車を駐輪場につないでロックして、動かさない状態の自転車がかなりあるということですが、さっきのフローで言うと、そういう場合は調査の段階で切って、移動するんですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 1回目の調査で放置自転車かどうか調査をした後に警告札を設置して、警告札が2週間そのまま付いているものについては、チェーンなどを切断して、市役所に持って帰り、保管するようになると思います。

矢田松夫委員 人の財産をもうその時点で切断するんですね。撤去の時点で放置自転車とみなして、もうその時点で切るということですね。厚狭駅では駐輪場の設備と自転車を一緒にロックしているものはたくさんあります。所有者への罰則は条例のどこにあるんですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 条例の中では特に罰則規定は設けておりません。

矢田松夫委員 罰則がないから、厚狭高校の生徒等が卒業後も自転車を駐輪場に放置するんです。この条例であれば不法自転車に対する処理の執行しかならないんです。不法処理をした人に対する罰則がない。自動車が信号無視したり、スピード違反したりするときのような罰則がないと、いたちごっこになるという危険性はないんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 放置自転車が多いのは、通学に利用されていた自転車、いわゆる置き土産が多いという状況は把握しております。何年前なんですが、置き土産が多い学校に出向いて、そういうことをしないようお願いできないかと文書を配ったこともあります。学校側は、「置き土産をしている自転車については、あくまでも個人の問題だ」ということで、学校から卒業生に連絡したりはしないということでした。放置自転車が多いところには、今後もそういったことをお願いする形で動いていきたいと思っておりますが、特に条例中でその辺は規定しておりません。

恒松恵子委員 防犯登録されていない自転車がまれにあると思うんですが、その場合は日数が経過したら撤去という考えでよろしいですか。

藤本都市計画課主査兼都市整備係長 放置自転車の確認ができた時点で防犯登録の有無にかかわらず、市に持ち帰って保管します。その後、警察に調査をお願いするんですけど、防犯登録で住所が分からない場合は連絡しようがないので、市が保管して、期間が過ぎれば処分します。

中村博行委員 各駐輪場に定数は設けておられるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 10か所それぞれの駐輪場に定数があります。

読み上げますか。

藤岡修美委員長 定数をよろしくお願いします。

高橋建設部次長兼都市計画課長 それでは一番上から、小野田駅第1駐輪場が300台、第2駐輪場が160台、駅北駐輪場が410台、小野田港駅第1駐輪場が30台、小野田港駅第2駐輪場が156台、南中川駅駐輪場25台、南小野田駅駐輪場100台、雀田駅駐輪場35台、厚狭駅駐輪場350台、埴生駅駐輪場20台、合計いたしますと1,586台です。

中村博行委員 300台など概数で決められているんじゃないかと思うんですが、これをきちんと管理しやすいように、例えば視察で行ったところでは、前輪を入れて、1台ずつ固定するものを設置すれば、台数管理がきちんとできると思うんです。そして、中には固定する機械があつて、駐輪するときに100円を入れて、出るときは100円が返ってくるという機械を見掛けたこともあるんです。そういったことも考えられてはどうかと思うんです。概数では乱雑に置くか、きちんと置くかによって随分変わってくると思うんです。そういったものの考え方について、どう思われているかお答えください。

高橋建設部次長兼都市計画課長 確かに駐輪場につきましては1台当たりの区画線等はありませんので、台数管理は概数的な考え方になります。おおむね駐輪場1台につきまして約75センチを一つの目安としており、それを長さで割るという考え方をしております。また、設備については何の設備もない置き場所だという見方をしております。実際、そういった設備があつたほうが整然として、きれいに定数管理ができますし、見栄えも良くなると思いますが、その施設を造るにはお金が掛かりますので、そこまでは手が回っていないのが現状です。

中村博行委員 お金が掛かるというのは分かるんですけども、年次的に整備する形で限られた予算の中で行うこともできると思います。その辺の今後の考え方はどうでしょうか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 駐輪場の施設につきましては、10か所のうち、例えば舗装が悪くなっていたり、屋根付きの設備が随分古くなっていたりしているものを改修する費用は実施計画に上げておりますので、まずは今ある設備を優先的に更新していくイメージが先行しています。長期的にはその辺も十分検討したいと思います。

中村博行委員 せっかくこういう条例ができるんですから、非常に重要な部分だと思うんです。台数を管理する上で設備の有無を見比べたときに、設備があるほうが非常に分かりやすいし、管理しやすいので、今後、是非そういう方向で考えていただければというふうに思います。

中島好人委員 最終的に売却処分するとなると、歳入に上がってきて、予算上見込みも上げるんですか。

高橋建設部次長兼都市計画課長 これは経常的に収入として計上する予定は特にありません。自転車はスクラップ、有価物という考え方がありますので、今までは1台当たり10円プラス消費税で引き取っていただいております。今後も同様に処理していきたいと思います。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第91号山陽小野田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。以上で審査を終わります。それでは引き続き、審査番号4番議案第92号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

高橋建設部次長兼都市計画課長 議案第92号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。今回の改正は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律が令和3年5月28日に公布され、令和4年2月20日から施行されることに伴い、本市が行う長期優良住宅認定手続の審査項目に増減が発生するため、山陽小野田市手数料徴収条例について所要の整備を行うものです。事前にお配りしている資料1を御覧ください。長期優良住宅認定制度は、民間評価機関が長期使用構造、住宅の規模、維持保全計画、景観の審査を行い、適合証発行後、所管行政庁で認定手続を行います。また、長期使用構造の評価方法基準において、同じ基準を準用している住宅性能表示制度の評価書を利用することも可能です。この場合は、所管行政庁が長期優良住宅の認定に必要な項目を審査し、認定手続を行います。民間評価機関の技術審査を利用しない場合は、所管行政庁が全ての項目を審査し、認定手続を行います。長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度は、長期使用構造で同じ評価方法基準を使用していますが、制度の目的が異なるため、申請者が両方を希望される場合は、それぞれに申請をし、審査を受ける必要がありました。今回の法改正により、二つの制度を一つの申請で行えるように審査項目が見直しされ、民間評価機関が行う技術審査が長期使用構造の審査のみに変わります。そのため、民間評価機関の技術審査を利用する場合、構造以外の審査を所管行政庁が行うようになり、本市が行う長期優良住宅認定手続の審査項目に増減が発生するため、手数料が変更になります。資料2を御覧ください。長期優良住宅の認定に係る申請手数料の一覧です。下線が引かれた個所が今回変更になる金額です。現行では、長期優良住宅適合証と住宅性能評価書にそれぞれ減じる額が設定されていますが、法改正後は証書の取扱いが統合され、減じる額が変更になります。手数料の金額については、山口県と同額とし

ており、県も11月議会で改正を予定しております。説明は以上です。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで質疑を求めます。

中島好人委員 この長期優良住宅のこの制度そのものについて、ちょっと教えていただければと思います。

國川都市計画課建築指導室主任技師 長期優良住宅は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律で定められているものです。長期にわたり良好な状況状態で使用できるための措置が講じられた優良な住宅の建築、維持保全に関する計画に基づき認定するものです。

中村博行委員 令和2年度実績数が31件、過去17件とありますが、現在、想定される件数は分かれますか。

國川都市計画課建築指導室主任技師 令和2年度は認定が31件でしたが、本年度は10月末時点で35件あり、45件ぐらいになるのではないかと想定しております。

恒松恵子委員 県も条例改正されるということでしたが、この金額については、本市だけ高い、安いなどなく、県内で同一額と考えてよろしいんですか。

明神都市計画課建築指導室技師 県内全てで同じ金額となっております。

藤岡修美委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第92号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。以上で審査を終わります。それでは、ここで職員の入替えを行います。

(下水道課職員入室、都市計画課職員退室)

藤岡修美委員長 それでは引き続き、審査番号5番、議案第86号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。

藤岡下水道課長 議案第86号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回)について、説明の前に補正予算書において誤りがありましたので、訂正します。予算書7ページ、給与費明細書に数値の誤りがありましたので、お配りしている正誤表のとおり訂正します。大変申し訳ありません。それでは、議案第86号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回)について御説明します。今回の補正は、令和3年4月1日付け及び令和3年5月1日付け人事異動に伴う人件費の調整によるものです。補正予算書の1ページを御覧ください。第2条の収益的収入及び支出ですが、収入総額である下水道事業収益は、支出の財源となる一般会計負担金等を189万5,000円減額し、19億1,057万6,000円とするものです。支出総額である下水道事業費用は、人件費の調整として189万5,000円を減額し、18億7,934万2,000円とするものです。次に、第3条の資本的収入及び支出ですが、収入総額である資本的収入は、支出の財源となる一般会計出資金を788万7,000円減額し、13億5,869万5,000円とするものです。支出総額である資本的支出は、人件費の調整として788万7,000円を減額し、21億3,418万6,000円とするものです。これら補正予算の詳細につきましては、補正予算書14ページ以降の明細書に掲載しておりますので御確認ください。次に、第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、人件

費の補正に伴って減額補正するものです。なお、今回の補正予算を反映させた予定キャッシュ・フロー計算書を6ページに、給与費明細書を7、8ページに、予定貸借対照表を10、11ページに、予定損益計算書を12ページに掲載しておりますので御確認ください。御審議のほど、よろしくお願いたします。

藤岡修美委員長 執行部より説明がありました。ここで質疑を求めます。

中村博行委員 企業債残高が今年度でどのぐらい減ったか、最終的にどれだけになるか説明してください。

中村下水道課主査兼管理係長 企業債の残高につきましては、お手元の補正予算書10、11ページの予定貸借対照表を御覧ください。流動負債の企業債部分と固定負債の企業債部分を合わせたものが今年度の企業債の残高の予定になります。合わせると約157億4,000万円になるかと思えます。また、今年度の当初予算の期首分の同じ部分を比較し、約8億3,500万円減少する予定となります。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第86号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第2回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。それでは、ここで空気の入替えのために10分休憩して、11時5分に再開します。

午前10時55分 休憩

(商工労働課職員入室、下水道課職員退室)

午前 11 時 5 分 再開

藤岡修美委員長 それでは、引き続き審査に入ります。審査番号 6 番、議案第 90 号山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

村田商工労働課長 山陽小野田市労働会館条例の一部改正につきまして、お配りしている A4 の資料「山陽小野田市労働会館条例の一部改正について」に沿って御説明します。条例改正の概要ですが、教育委員会では、いじめ問題、不登校の児童生徒への支援を目的として、小野田ふれあい相談室を設置されています。現在、小野田児童館の 2 階を使用されていますが、この度、労働会館に移転することとしています。このため、令和 4 年度から労働会館 1 階の小会議室、応接室、事務室を用途変更して、小野田ふれあい相談室を設置するため、山陽小野田市労働会館条例につきまして、所要の改正を行います。改正内容ですが、現在、小会議室は一般の方への貸出対象となっていますので、これを条例から削除します。なお、応接室、事務室は、最初から一般の方は使用できません。スケジュールですが、令和 4 年 4 月 1 日から 3 室を小野田ふれあい相談室として活用します。なお、参考として小野田ふれあい相談室の概要、裏面を御覧ください。労働会館の概要、使用する 3 室の位置図を掲載しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部から説明がありました。ここで質疑を求めます。

矢田松夫委員 こういう提案は非常に困るんです。削除するならその代替措置がないと。「マイナスが出るから、このようにプラスにします」という代替措置がないのに、単に小会議室を小野田ふれあい相談室にするから、条例改正しますとはならないでしょう。小会議室の利用者はどうするんで

すか。これ見ると、金額の高いほかの会議室に行かざるを得ないということですね。むしろ、小会議室が使いなくなったから2階の会議室の使用料金を下げるなど減免の提案するのが本来の筋じゃないかと思うんです。ただ単に項目を削っただけでしょう。全く意味がない。どうですか。

村田商工労働課長 小会議室の利用状況ですが、現在、週に1、2回程度、趣味のサークルで使用されたり、労働団体が会議で使用されたりしております。令和元年度が136件で、令和2年度はコロナ禍で利用が落ち込んでおりますが、54件の使用実績があります。小会議室を使用されておられた団体につきましては、今後、大会議室を仕切って、半分使用することができますし、また、2階の和室を会議室として使用できるように、後ほど補正予算で審議していただきますが、会議用の机と椅子の購入を予定しております。和室は畳も取り換えてきれいですし、利用料金も一緒で、また、小会議室よりも広いため、十分に代替の部屋として使用できると考えております。今でも小会議室を使用できない場合には、和室を利用されておられます。購入予定の椅子と机は折り畳み式で軽量なものにしたいと思っておりますので、本来の和室の利用も可能なようにしております。

矢田松夫委員 私も1週間前に使ったんですよ。そういう人たちの行き場がなくなるというか、後ほど指定管理の審査もしますけれど、結局今回のことで平等な利用が阻害されていく。利用者の増加が見込まれないから、僅かだからいいというわけではないでしょう。だから、その代替措置がなく、今みたいなことでは困るんですよ。さっき言ったことで事足りるんですか。

村田商工労働課長 和室は、現在ほとんど使われておりませんので、机と椅子を準備して会議室として十分に代替できると考えております。

矢田松夫委員 教育委員会として、ほかの場所がなかったんですか。今の場所

が使えなくなったから、移りたいということですが、ほかにはないんですか。

長友学校教育課長 代替場所には様々なところを探しましたが、適当な場所が見つかりませんでした。

矢田松夫委員 小野田地区、山陽地区にいろいろあるんですけど、例えば健康増進課のところなどです。ほかにはもうなかったんですか。様々なところとはどこですか。

長友学校教育課長 小野田ふれあい相談室には、高千帆中学校区、竜王中学校区、小野田中学校区の児童、生徒が通ってまいります。その中で、まずは高千帆公民館等に聞いたんですが、占有は難しいと言われました。それから、福祉会館その他につきましても、お尋ねしたんですけども、毎日占有して使うのは許可できないと言われました。このように、相談したんですけども、それがかなわなかったというところなんです。それから、現在、通っている人数は17人で、3部屋ほど必要となります。3部屋確保できる場所というのも、交渉した中では確保が難しいということでした。

中村博行委員 和室はどういう使用目的で設置されているのか教えてください。

村田商工労働課長 和室の利用実績は、平成30年度は30件、令和元年度が23件、令和2年度が7件となっております。主に地元自治会の子供会が使うなどの用途で、サークルが定期的に使っているなどはありません。

森山喜久委員 小野田ふれあい相談室をここでやるのは仕方ないと思っているんです。確認ですが、この度、労働会館の指定管理が議案になっていますが、指定管理者の募集をするときに、この小会議室が使えないと周知して、募集を行い、利用者にもそういう確認をしたということよろし

いですか。

村田商工労働課長 事業者には、指定管理に申し込んでいただいた際に、ふれあい相談室が設置される予定ということは御説明しました。2団体申し込みがあったんですが、両者とも御協力いただけると確認しております。ただ、このふれあい相談室の設置は、まだ決まっていませんので、指定管理の審査にはふれあい相談所の関連は含まれておりません。

中島好人委員 ふれあい相談室の利用推移はどうなんですか。

長友学校教育課長 利用推移は、山陽ふれあい相談室も含めた数字になりますが、令和元年度が18人、令和2年度が22人、令和3年度が現在31人ということで、年々増加傾向にあります。

中島好人委員 子供同士での事件等もある中で、子供たちの置かれている状況は性質が変わってきており、ふれあい相談室の利用も増えていく可能性があるんです。労働会館や福祉会館を借りるのではなく、ふれあい相談室は重要な教育の拠点として独立した建物、例えばプレハブなどでも設置するとかが必要だと思います。間借りで済ませる問題ではないんじゃないかと思うんです。ふれあい相談室を今後どうするという考えはあるんですか。

長友学校教育課長 学校教育課としては、利用者が今増えておりますが、こうした児童、生徒が一人でも減ることが重要だと考えております。まずは今、学校に行けない状況の児童、生徒を減らすことを目標に頑張りたいと思っています。今後、こうした子供が生じたときにどうするかにつきましては、段階的な措置も考えられると思っています。例えば、学校内に別室を設けて、児童を来させるとか、また、現在市内に2か所あるふれあい相談室を増やして、もっと利用できるようにしていくという方法もあると思います。様々なところを今検討している段階です。

中島好人委員 「学校に来るように」とか、「ふれあい相談室を活用しないように」とかいう問題じゃないと思うんです。無理して学校に行くことはないんだから、まずは、「学校に来なくていいんだよ」という安心感を与えていくことが大事じゃないかなと思うんです。今後考えていくということですから、子供たちの成長に何が大事なのかという点で、ふれあい相談室の位置づけを考え、真剣に取り組んでいただきたいです。

矢田松夫委員 小会議室の項目を削除するというだけでいいんですか。例えば、この部屋をなくすことによって、労働会館の本来の目的である、勤労者のためということから位置づけが外れるんです。本来の目的と会議室が使えなくなったことの整合性はどうなんですか。

村田商工労働課長 条例から小会議室を外しますので、目的外の使用にはならないと思っております。労働施策につきましては、小会議室の利用状況を見て、和室で代替できると判断しましたので、今後も、小会議室を除いた施設の中で、できる限りの労働振興をしていきたいと考えております。

矢田松夫委員 会議室を使う者は2階に上がれということですが、高齢者は大変ですよ。その点はどうなんですか。

村田商工労働課長 労働会館にはエレベーターがないので、現在、障害者等で小会議室を利用されている方はおられません。今後、障害者が和室を利用される際には、申請時に聞き取り等を行って、管理業務に従事されている方ができる限りの支援をする形で対応したいと思っております。

矢田松夫委員 高齢者などが使う場合、やはり1階のほうがいいですよ。会議室でなくなるということは、市が布の張り替えなどはするんでしょうね。中は全部模様替えなどされるんですか。

村田商工労働課長 ふれあい相談室の看板を設置するかもしれませんが、基本的にそのまま運営していきます。

矢田松夫委員 布の張り替えをすると聞いたんですが、どうなんですか。

長友学校教育課長 改装の予定はありません。

矢田松夫委員 改装の予定がないということは、汚い布も張り替えず、子供用の部屋にするということですね。

長友学校教育課長 学習用の机や本箱など必要なものは搬入する予定ですが、改装は予定しておりません。

中島好人委員 ふれあい相談室が小野田児童館から労働会館に移設される理由なんですが、小野田児童館が手狭になったから労働会館に移設ということですか。議案だけでは意味が分かりません。

和西企画部次長兼企画課長 小野田児童館につきましては、小野田児童クラブが小野田小学校内に移設が決まっております。そうした中、小野田児童館内で実施しているふれあい相談室もどこかに移転しなければいけないというのが、ここ二年来の課題の一つでした。企画課と学校教育課が協議する中で、労働会館の指定管理期間がちょうど終わるタイミングがあり、また、労働会館の利用状況を把握しておりましたので、企画課から商工労働課に投げ掛けを行ったところ、稼働率等を考え、また、ふれあい相談室を賄うだけのスペースも確保できそうだとということで、今回、議案の上程に至ったという経緯です。

中島好人委員 よく分かりません。今行っているところが手狭になったから移設ということではないんですか。

和西企画部次長兼企画課長 小野田児童館につきましては、その中にふれあい相談室、小野田児童クラブ、小野田児童館という三つの機能があります。その中で、小野田児童クラブは小野田小学校内に移ります。残った小野田児童館とふれあい相談室の機能をどこかへ移すことを検討していて、ふれあい相談室については、労働会館へ移すことが庁内でまとまりましたので、上程させていただきました。

矢田松夫委員 実態的に見ると、また、教育委員会があちこち探したけど場所がなかったなら仕方がないという気もします。ですから、議案そのものに反対するんじゃないけど、もっとほかの調査方法や提供場所はなかったのかという気もする。たまたま労働会館が空いていたからここを使う感じがします。そのことによって利用者に不便を掛ける懸念があるんです。現在、高千帆小学校では仮設の児童クラブを公園に作っておりますが、そういうところに移動するとかはできないのですか。

和西企画部次長兼企画課長 ふれあい相談室の移転につきましては、本当に数多くの選択肢を挙げました。施設を管理している企画課と教育委員会との間でかなり協議を行いました。その結果、いろいろなことがあり、ベストではなく、ベターかもしれませんが、今回、この形で上程するという合意形成に至ったことを御理解いただければと思います。

矢田松夫委員 私が今言った案についても当たったのか回答しなければ意味ないでしょう。

和西企画部次長兼企画課長 矢田委員が言われた案につきましては、検討しておりません。

矢田松夫委員 今回の労働会館の指定管理も民間委託して、行政改革の一環として経費を削減するということは分かるんです。小野田児童館を解体す

るのはもったいないです。工事関係のことは分かりませんが、ちょっとずれを調整したらできるんじゃないかと思うんです。解体するのはもう少し待って、そこに子供を連れていったらどうなのかと思うし、相談所を作ったらどうなんですか。視察にも行きましたが、きれいですし、そういうことも選択肢の一つとしてあるんじゃないかと思うんです。ふれあい相談室は大事な問題で、先生が本当に熱心にやっておられますので、あっちに行け、こっちに行けという大人の都合で議論してはいけないと思うんです。企画課がもう少し知恵を入れて、教育委員会議の中で言ってもらうのが足りなかったんじゃないかと思います。

和西企画部次長兼企画課長 現在の高千帆児童クラブは、あくまでも仮設ということを御理解ください。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第90号、山陽小野田市労働会館条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。引き続いて審査番号7番、議案第95号山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

村田商工労働課長 まず、議案を御説明する前に、参考資料について御説明します。指定管理者選定委員会の資料として、指定管理者選定委員会審査集計表、指定管理者審査基準表、公募に当たって事業者に示した指定管理募集要項、仕様書、事業所から提出された事業計画書、現在の指定管理者とのヒアリングと実績報告書を基に作成した指定管理者評価表、前回の指定管理料との比較、増減理由表を添付しております。それでは、

議案第97号山陽野田市商工センター指定管理者の指定について御説明します。本市の公の施設である山陽商工センターの指定管理者を小野田商工会議所に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。山陽小野田市商工センターにつきましては、令和4年3月31日で4期目の期間が終了します。5期目の指定管理者につきましては、商工センター用地に新たに複合施設を建設する計画があることから、1社指名で小野田商工会議所を指名し、11月9日に指定管理者選定委員会を開催して、審査基準に基づき、審査を行いました。参考資料の審査集計表のとおり、6人の審査委員が四つの審査項目について審査しました。審査結果は50点満点で、審査平均点は40点となり、基準点である25点を上回りましたので、小野田商工会議所を指定管理者候補者に選定することになりました。指定の期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年で、指定管理料につきましては、2年間の合計で税抜970万円です。指定管理業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等を算定した結果、前回の額から税抜で1年間を計算するとほぼ同額となっております。御審議のほどよろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部からの説明がありました。ここで質疑を求めます。

森山喜久委員 商工センターのエアコンが故障したという話があったと思うんですが、現在は全て直っているんですか。

村田商工労働課長 空調設備が故障して、今のところ、全ての会議室にはエアコンを設置していませんが、個別に、1階は講習室、2階は中会議室と小会議室に設置し、2階には大会議室もあるのですが大会議室には設置しておりません。3階は講堂に設置し、3階にはもう2部屋あるのですが、それらには設置しておりません。利用頻度の高い会議室に設置して、有効的に会議室を使うため、小野田商工会議所と相談しながら設置場所を決めております。

森山喜久委員 議案には商工センターの3階、4階部分の管理を行わせるとあるので、その3階、4階部分についてはきちんと対応できるという理解でよろしいですか。

村田商工労働課長 3階の講堂は広いので利用も多く、設置希望がありましたので、ここに設置しております。そのため、3階部分については、一般の方に十分使っていただけるのではないかと考えております。残りの第2会議室と第3会議室にはエアコンを設置していませんが、エアコンが必要な時期には、申し訳ないですが、2階の小野田商工会議所が管理している会議室を使っていたきたいと考えております。

矢田松夫委員 単独指定した理由は分かりました。今回は例外だと理解していいんですか。

和西企画部次長兼企画課長 指定管理を統括している企画課が答弁します。令和3年9月に指定管理者マニュアルを改訂しました。単独指定の基準と指定管理期間について、若干曖昧なところがありましたので、はっきりマニュアルに記載しました。今回の商工センターにつきましては、単独指定の基準として明示してあるんですが、施設の再整備等の具体的スケジュールが明確である場合という項目に該当するため、単独指定の基準を満たしていると判断しました。今後もこのような施設がありましたら、改訂したマニュアルに基づいて、実施していくことになると思います。

矢田松夫委員 あとで改訂したマニュアルをください。私が持っているのは平成20年9月4日施行の行政改革推進プロジェクト会議における単独指定の基準です。この後に改訂されたものがあるということなら、その点は分かりました。単独指定の例外じゃなくて、単独指定の理由に当てはまるということですね。次の質問ですが、前回と比べて、建物は古くなっているのに点数は若干増えているんです。この理由は何ですか。

村田商工労働課長 審査選定委員会の構成員が違うので、各人が持っている基準も違います。そのため、多少の点数の違いはあると思います。共通して言えるのが、「小野田商工会議所を指定しての効果」で、長年、商工センターで事業を実施してこられて、施設を熟知しておられますので、新たな施設が建設するまでの間、適正な管理が期待できるということがあります。また、3階の貸館部分では商業に関すること、例えば商工会議所は珠算検定、各種講座などを実施する団体などの市内団体と広くつながりがありますので、小野田商工会議所が管理することで、商業振興にも資するということろを評価されて、高得点になったと考えております。

藤岡修美委員長 議案説明のときに本会議場で質問が出たんですが、新しいマニュアルを基に「指定期間は5年が標準である」と回答がありました。今回2年にしている理由を説明してください。

和西企画部次長兼企画課長 先ほど来お話ししておりますマニュアルにおいても指定管理期間を定めました。標準期間は5年と定めましたが、例外規定として二つ掲げており、「既に閉館が決まっている施設等については事業スケジュールに応じて、5年より短く設定することができる」という例外規定を明示しております。そのため、今回の商工センターの指定管理期間が2年間となっております。

藤岡修美委員長 以前のマニュアルは、指定期間は3年が原則だったと記憶していますが、なぜ5年になったのですか。

和西企画部次長兼企画課長 以前のマニュアルでは3年と5年、大きく分けて二つの原則がありました。営業的な収益があるところと、委託管理的なところと、二つのパターンに分けまして、3年と5年という形を取っておりました。

藤岡修美委員長 改訂した指定管理者制度のマニュアルを是非産業建設常任委員会にいただきたいと思います。ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第95号、山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。引き続き審査番号8番、議案第96号山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について執行部の説明を求めます。

村田商工労働課長 それでは議案第96号山陽小野田市労働会館指定管理者の指定について御説明します。本市の公の施設である山陽小野田市労働会館の指定管理者を日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会山陽小野田地区会議に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。山陽小野田市労働会館につきましては、令和4年3月31日で5期目の期間が終了します。このことから、6期目の指定管理者につきましては、市広報10月1日号及びホームページにおいて、令和3年10月1日から10月29日までの期間で募集しましたところ、2団体から応募があり、11月9日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行いました。参考資料の審査集計表のとおり、6人の審査委員により四つの審査項目について審査を行いました。審査結果は50点満点で、1番目の事業者が審査平均点40点、2番目の事業者が審査平均点27点となり、基準点の25点を上回りましたので、1番目の日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会山陽小野田地区会議を指定管理者候補者に選定することになりました。指定の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で、指定管理料につきましては、5年間で限度

額が税抜3,322万円です。指定管理業務仕様書に記載した維持管理の内容を実施するために必要な人件費等を算定し、前回の額から税抜で1年間当たり48万円の増額としております。御審議のほど、よろしくお願いたします。

藤岡修美委員長 執行部からの説明がありました。ここで質疑を求めます。

矢田松夫委員 反対するんじゃないけど、資料の黒塗りの部分は名前を公表してはいけないということで消したという理解でいいですね。

和西企画部次長兼企画課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 前回までの指定管理者は西部地域協議会でしたが、今回はその後ろに山陽小野田地区会議が付いていますね。親子関係にある団体の子に任せるということは、それなりの管理ができると判断したということですか、子に任せることとした理由を教えてください。

村田商工労働課長 西部地域協議会は下関市、宇部市、山陽小野田市をエリアとしています。各市にそれぞれ地区会議が設置されており、それぞれが労働相談や地元への貢献活動など事業を実施されておられます。これまでは西部地域協議会として指定管理に申し込んでおられましたが、山陽小野田地区会議は労働会館を拠点として活動しておられ、指定管理者を山陽小野田地区会議にすることで、突発的なことが起きた場合なども迅速に対応可能になるなど、より地域に密着した施設運営をしていただけるということで、山陽小野田地区会議で申し込まれたということです。

矢田松夫委員 今言った緊急連絡先は資料にないけど、商工労働課では把握しているということですね。

村田商工労働課長 御提出いただいています。

矢田松夫委員 山陽小野田地区会議は年間どれぐらい使うんですか。

村田商工労働課長 山陽小野田地区会議の使用という内訳は持ち合わせていません。行政財産の使用を許可して、労働会館の1階の一部を事務室にしておられます。会議は労働施設内労働会館内の会議室を使用して、定期的に行っておられます。

矢田松夫委員 市との定期的な連絡方法などはどうなっていますか。例えば、西部地域協議会なら役員の専従配置があるけど、小野田地区会議は寄せ集めで、専従配置がないんです。維持管理はどのようにやっているんですか。開館時には窓口で女性が二人おられるんですけど、それ以外のときはどうされるんですかね。非常に曖昧です。

村田商工労働課長 山陽小野田地区会議は常時1人を労働会館に配置されます。それ以外で何か突発的なことが起きた場合は、役員9人の方がすぐに駆けつける体制になっております。

矢田松夫委員 最初の質問に戻るんですが、なぜ長年指定管理者であった西部地区協議会から山陽小野田地区会議に変わったのか、山陽小野田地区会議は指定管理者として管理できるのか、教えてください。

村田商工労働課長 山陽小野田地区会議から申込みがありました。地元の労働会館を拠点として活動しておられるので、突発的に何か起きても迅速に対応可能ということと、地元で密着した施設運営ができるという理由から申し込まれたと聞いております。

矢田松夫委員 市側が求めたんじゃないかと、山陽小野田地区会議から申し込まれたという理解でいいんですか。

村田商工労働課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 市が「受け手がないからやってくれ」と言ったのではなく、向こうから「お願いします」と申し込まれたんですね。

村田商工労働課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 もう1団体が平均点27点ですが、これは何が足りなかったのですか。

村田商工労働課長 選ばれなかった理由は申し上げにくいので、山陽小野田地区会議が選ばれた理由を御説明します。まず、条例の趣旨を御理解いただいた上で、事業内容を説明されたことです。労働者、労働団体の拠点施設としての有効活用と地域住民が利用しやすい環境整備をしていく事など適正な管理運営が期待できるというところから高評価になったと思います。また、6期の間、指定管理者として労働会館を管理してこられ、特に問題が起きなかった、適正に管理されたという実績が評価されたと思います。

矢田松夫委員 プレゼンテーションには山陽小野田地区会議の役員が来て、責任者として実施したという理解でいいですか。

村田商工労働課長 山陽小野田地区会議が申請されておられますので、当然、地区会議の方も来られましたし、西部地域協議会の方も来られました。

中村博行委員 1年間当たり48万円増額ということですが、その根拠を教えてください。

宮本商工労働課主査兼商工労働係長 今回、48万円増額になった理由は、基本的には人件費部分で、最低賃金の増額等を見込んでいるためです。主

に、管理人と休日、夜間に委託する場合の委託料について、最低賃金の増を見込んでの増額です。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。議案第96号山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成で可決とします。以上で産業建設常任会の全ての審査を終わります。お疲れ様でした。

午後0時10分 散会

令和3年（2021年）11月25日

産業建設常任委員長 藤岡修美